

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年5月14日

**【会社名】** 株式会社スリー・ディー・マトリックス

**【英訳名】** 3-D Matrix,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 高村 健太郎

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

**【電話番号】** 03-3511-3440

**【事務連絡者氏名】** 取締役 新井 友行

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

**【電話番号】** 03-3511-3440

**【事務連絡者氏名】** 取締役 新井 友行

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成24年7月26日開催の第8期定時株主総会の決議に基づき、会社法第236条、第238条および第239条の規定により、平成25年4月26日開催の取締役会において、当社および当社子会社の従業員に対して、平成25年4月27日（以下「割当日」という。）にストック・オプションとして新株予約権を割り当てることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### 1. 銘柄

株式会社スリー・ディー・マトリックス第12回新株予約権証券

### 2. 発行数

合計60個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、200株とする。ただし、下記5.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

### 3. 発行価格

無償とする。

### 4. 発行価額の総額

未定

### 5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

当社普通株式 12,000株

当社普通株式は、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

ただし、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、その比率に応じ比例的に付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとします。

### 6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所JASDAQ市場における会社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の大阪証券取引所JASDAQ市場における会社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、行使価額について、比例的または合理的な調整を行うこととする。また、割当日後に、当社が合併等を行う場合および株式無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額を調整することが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額を調整することとする。

#### 7. 新株予約権の行使期間

平成27年4月27日から平成35年4月26日まで

#### 8. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者である当社もしくは当社子会社の従業員は、本新株予約権の行使時において、当社もしくは当社子会社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、本新株予約権の行使期間開始後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができる。

また、前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、本新株予約権者死亡後6ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は1年間(1月1日から12月31日までの期間をいう。)における新株予約権の行使によって取得する株式の発行価額(自己株式を譲り受ける場合には自己株式の処分価額)の合計額が1,200万円を超えないように、その保有する新株予約権を行使しなければならない。

その他本新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議に基づき、割当契約に定めるものとする。

#### 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

本新株予約権の行使により当社が株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本剰余金に組み入れるものとする。

#### 10. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

#### 11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社および当社子会社の従業員2名

#### 12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

完全子会社

#### 13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

未定

以上